開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長(杉山広充君) ただいまの出席議員は12名で定足数に達していますので、令和4年第 1回川根本町議会定例会を開会いたします。

V

◎開 議

○議長(杉山広充君) これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(杉山広充君) 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。なお、本日は柳原義六代表監査委員にも出席をいただいております。

◎諸般の報告

○議長(杉山広充君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

2月21日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

本定例会は、議案26件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり、令和3年度定期監査について報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

- ○議長(杉山広充君) 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、薗田靖邦君。
- **〇町長(薗田靖邦君)** 皆さん、改めましておはようございます。

いよいよ3月定例会ということで、次年度に向けた予算編成、ヒアリング等やって皆さん に御提示しながら、また審査していただくことになると思います。

先ほど、ちょっと連絡があったんですけれども、まん延防止のことですけれど、まだまだ コロナが続いているということで、情報的には、また、まん延防止延長するような格好で静 岡県いくようです。ワクチンのほうも接種も始まりまして、また、皆さんにそういった意味 で注意を促しながらやっていきたい、そんなふうに思っています。

いずれにしましても、今日から明日から予算審査よろしくお願い申し上げまして、御挨拶 とさせていただきます。ありがとうございます。

O議長(杉山広充君) これで行政報告を終わります。

------ ♦ *------*

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(杉山広充君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、中澤莊也君、10番、中田隆幸 君を指名いたします。

----- ♦ *-----*

◎日程第2 会期の決定

○議長(杉山広充君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの23日間にしたいと思います。 御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月24日までの23日間に決定いたしました。

----- ♦ **----**

- ◎日程第3 議案第3号 川根本町地区集会所条例の制定について
- ◎日程第4 議案第4号 川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定について
- 〇議長(杉山広充君) 日程第3、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定について、及び日程第4、議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定についてを一括議題と

いたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) それでは、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定、及び議案第4号、川根本町地区集会所負担金徴収条例の制定については、関連しておりますので一括して御説明申し上げます。

まず、議案第3号、川根本町地区集会所条例の制定についてであります。

本条例制定は、現在建設中の接岨地区集会所が今月中の完成見込みとなり、同集会所を町が設置する地区集会所として新たに追加するに当たり、新たな条例を制定するものであります。

今回の条例制定は、これまで地区集会所施設建設時に導入した補助制度等の関係から、施設ごとに制定されている関係条例を廃止し、町が設置した地区集会所は、地域の住民が、住民相互の連帯意識を高め、健康で文化的なコミュニティーの形成・発展を図るために利用する施設であると位置づけ管理するため、新たに川根本町地区集会所条例を制定するものであります。

次に、議案第4号、川根本町地区集会所負担金条例の制定についてでありますが、現在、合併前の旧中川根町が設置した地区集会所の維持管理費用の地区負担については、地区住民等が浄財を負担し、建設、所有、管理している旧本川根地区内の集会所との維持修繕費用との均衡を図るために、集落センター等負担金徴収条例により負担金を徴収しておりました。

今回、議案第3号により、町設置の地区集会所に関する規定を整理することに併せ、これまでの集落センター等負担金徴収条例を廃止し、新たに地区集会所負担金徴収条例を制定するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第3号及び議案第4号について、総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号及び議案第4号については、第1常任委員会に 付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号及び議案第4号については、第1常任委員会に付託することに決 定いたしました。

----- ♦ *------*

◎日程第5 議案第5号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(杉山広充君) 日程第5、議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第5号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

昨年8月10日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」及び「国家公務員の育児 休業等に関する法律の改正についての意見の申出」の中で、国家公務員に係る、妊娠・出 産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされました。

同措置のうち、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置について、 本年4月1日施行予定とされており、地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項の 国家公務員と地方公務員の均衡の原則に基づき、同様の措置を講ずることが求められること から、当町においても関連する本条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

───

◎日程第6 議案第6号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等 に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第7 議案第7号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第8 議案第8号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例につい

て

○議長(杉山広充君) 日程第6、議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等 に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第7号、川根本町職員の給与 に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議案第8号、川根本町会計年度任 用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上の3議案を一

括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 3号一括でお願いいたします。

議案第6号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する 条例について、議案第7号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につい て、議案第8号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正 する条例については、関連しておりますので、一括して御説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月10日に国家公務員の特別給の支給月数が、民間事業所における支給割合を上回ったことから、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.15月分引き下げる勧告を行ったところであります。

町としましても、国家公務員と同様の対応を取るべく、議案第6号において、特別職職員で常勤の者に対して、議案第7号では、町職員の特別給の支給割合を0.15月分引き下げ、年間4.30月分となる改正を行うものであります。

また、今回の特例措置として、本来、昨年12月分の特別給より引き下げるべき支給月数相 当額を、特別職職員で常勤の者及び町職員に関しては、本年6月の期末手当で併せて差し引 くものであります。

一方、会計年度任用職員の給与は、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、川根本町職員の給与に関する条例の規定を準用するとしております。今回、議案第7号において、町職員の特別給支給割合を引き下げるための関係条例を上程させていただいていることを受け、会計年度任用職員の特別給においても、年間支給月数を0.15月分引き下げ、年間2.40月分とする改正を行いたいものであります。

ただし、議案第6号、議案第7号で規定している特別措置「昨年12月分の特別給より引き下げるべきであった支給月数相当額を本年6月の期末手当で併せて差し引く」とする特例措置は、会計年度任用職員へは適用しないとするものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

----- ♦ *-----*

◎日程第9 議案第9号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

O議長(杉山広充君) 日程第9、議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第9号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ

いて御説明いたします。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和 3年6月11日に公布され、この法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年 9月11日に公布されました。

この改正中、国民健康保険税に関する部分について、令和4年4月1日から施行されることとなったことを受け、町の国民健康保険税条例の改正を行うものであります。

主な改正内容は、未就学児の国民健康保険税に係る均等割を、5割軽減とするものであります。

以上、よろしく御審議のほど、御採択賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(**杉山広充君**) 以上で提案理由の説明を終わります。

───

- ◎日程第10 議案第10号 川根本町福祉センター条例の一部を改正 する条例について
- ◎日程第11 議案第11号 川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につい

7

〇議長(杉山広充君) 日程第10、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する 条例について及び日程第11、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条 例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

○町長(薗田靖邦君) それでは、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する 条例及び議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する 条例につきましては、関連しておりますので一括して御説明申し上げます。

今回の改正は、議案第10号、川根本町福祉センター条例の一部を改正する条例において、 老人福祉センター (B型) として登録されている奥泉地区にある憩の家いずみでありますが、 近年、老人福祉センターとしての利用実態がなく、その業務は上岸地区の本川根福祉センタ ーにおいて対応されていることを踏まえ、憩の家いずみを本条例から削除するものでありま す。

なお、従前の憩の家いずみにおける老人福祉センターとしての機能は、本川根福祉センターへ集約し、対応していくものであります。

次に、議案第11号、川根本町生きがい対応型デイサービスセンター条例の一部を改正する 条例においては、第10号議案で申し上げたとおり、生きがい対応型デイサービスセンターと して設置している川根本町老人福祉センター憩の家いずみについて、老人福祉センターとし ての機能を本川根福祉センターに集約することに伴い、老人福祉センターの名称を削除する とともに、使用料の一部について見直しを図るものです。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第12 議案第12号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部 を改正する条例について

〇議長(杉山広充君) 日程第12、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) それでは、議案第12号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正は、接岨地区集会所の新設に伴い、別表に規定のある、接岨区の事業等で利用する場合の規定を削除することに加え、今後の事業展開を見据え、新たに宿泊に係る利用料金の限度額を加えるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第13 議案第13号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、 服務等に関する条例の一部を改正する条 例について

〇議長(杉山広充君) 日程第13、議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務 等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第13号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正は、国が全国各地での消防団員減少を危惧し、消防団員の処遇改善に向けた措置として、年額報酬等の基準策定などの消防団員の処遇改善を図るよう都道府県及び各市町村に周知、助言を行ったことを受け、当町においても消防団員の年額報酬及び出動報酬等の引き上げを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

^

◎日程第14 議案第14号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例について

〇議長(杉山広充君) 日程第14、議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第14号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例について御説明いたします。

令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が施行され、同法附則第65条の消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律の一部改正により、消防団員等が公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた事項が削除されました。

この改正は、本年4月1日より施行されることに伴い、関連する本町条例を同様に改正するものです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

〇議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

----- ♦ *-----*

◎日程第15 議案第15号 町道路線の廃止について

- 〇議長(杉山広充君) 日程第15、議案第15号、町道路線の廃止についてを議題といたします。 本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。
- **〇町長(薗田靖邦君)** 議案第15号、町道路線の廃止について御説明いたします。

今回の町道路線の廃止は、いずれも町道としての機能がなくなったことにより、路線廃止とするものであり、道路法第10条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。 町道青部学校線は、元青部小学校周辺土地整備事業の造成に伴い埋設となったことにより、 町道としての機能がなくなり、路線廃止とするものであります。

また、町道水川南線は、国道362号水川トンネルの開通供用開始後の現状を鑑み、既に町道としての機能を消失していることから、路線廃止とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第16 議案第16号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

〇議長(杉山広充君) 日程第16、議案第16号、静岡県市町総合事務組合規約の変更について を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第16号、静岡県市町総合事務組合規約の変更について、提案理由 の説明を申し上げます。

本案は、議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理をお願いしております静岡県市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の構成団体の変更は、磐田市にある養護老人ホームとよおか管理組合が、令和4年3月31日をもって同施設設置条例を廃止し、施設が閉所となることに伴い、組合運営の必要性がなくなったことから組合を解散することに伴い、静岡県市町総合事務組合の構成団体が変更となるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第17 議案第17号 駿遠学園管理組合規約の変更について

〇議長(杉山広充君) 日程第17、議案第17号、駿遠学園管理組合規約の変更についてを議題 といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) それでは、議案第17号、駿遠学園管理組合規約の変更について、提案 理由の説明を申し上げます。

本議案は、静岡県障害児(者)地域療育支援センター事業の対象範囲が変更されたことに伴い、令和2年度末をもって駿遠学園管理組合による事業受託を終了したため、組合規約の一部を変更し、本年4月1日から施行することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〇議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第18 議案第18号 令和3年度川根本町一般会計補正予算 (第8号)

〇議長(杉山広充君) 日程第18、議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第18号、令和3年度川根本町一般会計補正予算(第8号)の概要 について御説明申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,010万円としたいものです

第2表の繰越明許費につきましては、年度内での事業完了が困難である事業として、皆様 御承知の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業を含む7件の事業を計上しております。

今回の補正は、追加交付を受けた普通交付税を原資とする減債基金への積立て、次年度で の速やかな事業執行を見越した財政調整基金への積立てのほか、コロナ禍においてやむなく 中止、縮小となった事業等の事業費精査による減額となっております。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第19 議案第19号 令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(杉山広充君) 日程第19、議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第19号、令和3年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)の概要について説明をいたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ930 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,230万円としたいものです。

今回の補正は、高額医療費等の増加に伴い、医療機関へ納める保険給付費を増額するものであり、財源はルールに基づき全額を県支出金で賄うものとなっていることから、交付金を同額計上しております。

御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

〇議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第20 議案第20号 令和3年度川根本町簡易水道事業特別会 計補正予算(第4号)

----- \land ------

〇議長(杉山広充君) 日程第20、議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補 正予算(第4号)を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第20号、令和3年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)の概要について、説明を申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,797万円としたいものです。

今回の補正は、水道メーター交換等が当初の見込みを上回り、不足を生じる見込みであるため、施設維持管理業務委託料を増額するものであり、その財源として全額を基金繰入金で賄うものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第21 議案第21号 令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(杉山広充君) 日程第21、議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

○町長(薗田靖邦君) 議案第21号、令和3年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正 予算(第1号)の概要について、御説明申し上げます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 450万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,020万円としたいものです。

今回の補正は、これまでの実績に基づいた事業費精査による減額となっております。 御審議の上、御採択賜りますようお願いいたします。

〇議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

OBS (DEEDING) STORY

- ◎日程第22 議案第22号 令和4年度川根本町一般会計予算
- ◎日程第23 議案第23号 令和4年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- ◎日程第24 議案第24号 令和4年度川根本町後期高齢者医療事業 特別会計予算
- ◎日程第25 議案第25号 令和4年度川根本町介護保険事業特別会 計予算
- ◎日程第26 議案第26号 令和4年度川根本町簡易水道事業特別会 計予算
- ◎日程第27 議案第27号 令和4年度川根本町訪問看護事業特別会 計予算
- ◎日程第28 議案第28号 令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- ○議長(杉山広充君) 日程第22、議案第22号、令和4年度川根本町一般会計予算から日程第28、議案第28号、令和4年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までの7議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、薗田靖邦君。

〇町長(薗田靖邦君) 議案第22号から議案第28号については、令和4年度川根本町一般会計から各特別会計の予算に関する議案となりますので、一括して説明を申し上げます。

まず、議案第22号、令和4年度川根本町一般会計当初予算は61億6,800万円、前年度と比較し、5年ぶりに6億2,900万円、率にして11.36%増となる予算を編成をいたしました。

第1表、歳入歳出予算で歳入歳出予算を、第2表、債務負担行為では、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項・期間及び限度額を、第3表、地方債では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還方法を、それぞれ記載しております。

議案第23号、国民健康保険事業特別会計は、予算総額9億1,700万円、前年度比4,400万円、5.04%増額の予算として、議案第24号、後期高齢者医療事業特別会計は、予算総額1億4,040万円、前年度比960万円、7.34%増額の予算を、議案第25号、介護保険事業特別会計は、予算総額13億2,080万円、前年度比440万円、0.33%の増額予算を計上いたしました。また、議案第26号、簡易水道事業特別会計は、予算総額1億9,740万円、前年度比7,320万円、27.05%減額の予算といたしました。議案第27号、訪問看護事業特別会計は、予算総額を1,290万円、前年度比670万円、34.18%の減額予算といたしましたが、これは職員の育児休業等による職員人件費の減額によるもので、運営体制に関しては、既に会計年度任用職員を雇用し対応している現状を維持するものであります。議案第28号、いやしの里診療所事業特

別会計は、予算総額5,270万円、前年度比1,200万円、18.55%の減額であります。

一般会計と各特別会計を純計した総額は、88億920万円で、前年度と比べて5億9,510万円、率にして7.24%の増額となる当初予算を編成いたしました。

本町は、これまで、この町ならではの強みを生かした魅力向上のため、高度情報基盤の整備をはじめ、県立川根高校の魅力化促進のための様々な施策、また近年は、多様な就労環境の創出といった新たな取組を積極的に進めてまいりました。

一方、歳入面では、人口減少などによる歳入減少が心配され、平成30年度以降は大規模事業が一段落したこともあり、歳入規模に応じた、いわゆる身の丈に応じた予算編成へシフトしていく方針の下に減額が続いておりましたが、いよいよ将来計画として抱えていた数々の事業をスタートするタイミングを迎えました。

令和4年度においては、義務教育学校に向けた小中学校の再編事業として、2校の校舎改修工事事業費を計上したほか、子育て世代に対する育児用品等の購入支援事業の新設や、コロナ禍における地域経済活性化対策としてのプレミアム付商品券の発行や、電子クーポンキャンペーンを盛り込んでおります。

また、私の掲げる重点事業でもある移住・定住促進施策として、移住希望者個々の希望に 沿ったきめ細やかな移住相談の充実や、新たな取組としての里山親子留学事業予算を計上に 加え、地域産業を次の世代へ継承していく事業として川根茶魅力発信拠点整備事業を構築し、 農業者自らの情報発信を支援するほか、森林環境譲与税を活用した里山整備事業等を継続す るほか、引き続き企業誘致事業にも力を入れてまいります。

誰もが、この町を愛し、この町に住みたい、住み続けたい、この恵まれた環境で子育てが したい、と思えるような町の実現に向け、さらに一歩踏み出していきたいと考えております。 厳しい財政状況ではありますが、次の世代、未来へとつながる第一歩の予算であります。 以上、よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長(杉山広充君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第22号から議案第28号までの全てについて総括的な内容で行います。 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第22号から議案第28号については、11人の委員で構成 する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第28号については、11人の委員で構成する予算特別委員 会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

引き続いて特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く11人の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定いた しました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時15分

○議長(杉山広充君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第16号 静岡県市町総合事務組合規約の変更について

O議長(杉山広充君) 日程第16、議案第16号、静岡県市町総合事務組合規約の変更について を議題といたします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇議長(杉山広充君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(杉山広充君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

〇議長(杉山広充君) 起立全員です。

したがって、議案第16号、静岡県市町総合事務組合規約の変更については、原案のとおり 可決されました。

◎散 会

○議長(杉山広充君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は3月15日午前9時に開会し、上程された議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございました。

散会 午前10時18分